

## 都立羽村特別支援学校給食受給・欠食規約

都立羽村特別支援学校  
令和5年4月1日校長決定

都立羽村特別支援学校における給食の受給・欠食を以下のとおり定める。

### 1 受給

- (1) 都立羽村特別支援学校で提供する学校給食は、①児童生徒 ②教職員（管理職・養護教諭・栄養教諭等・行政系職員及び給食指導を行う必要があると校長が認める者を含む。） ③学校給食従事者 を受給対象とする。その他の校長が認めた者については、「試食」とする。
- (2) 次に挙げる者は、受給を認めない。
  - ア 介護等体験学生
  - イ スクールバス運転手・添乗員
  - ウ 時間講師（業務として給食指導を実施する場合を除く）
- (3) 在籍する児童生徒及び受給対象となる教職員については、在籍と同時に受給するものとする。ただし、欠食の申出があり所定の手続を経て承認された場合は欠食とする。
- (4) 受給対象でかつ休務日のある教職員及び、年度途中から受給を希望する場合は、前々週水曜日（休祝日の場合はその前日）までに「受給（再開）届【1号様式】」を提出する。ただし、転入が急遽決定した児童生徒については別途対応する。
- (5) 休務日のある教職員は、前月15日（休祝日の場合はその前日）までに「月間予定届【4号様式】」を提出する。
- (6) 試食扱いとした給食代金は、都立羽村特別支援学校給食会計規約により処理する。

### 2 欠食

- (1) 欠食の申出があり、所定の手続を経て承認されたもののみを欠食とし、返金対象とする。
- (2) 学校行事・調理実習・副籍校への登校及び、教職員の公務による出張・研修・週休変更の場合は1日単位で欠食とする。
- (3) 個人の欠食（病気・けが・施設入所・転出、及び教職員の職免・休暇・休業は、欠食初日から給食実施日が連続して3日以上の場合に限り欠食として取り扱う。
- (4) 学校行事による欠食は、欠食希望日の前月15日（休祝日の場合はその前日）までに、「欠食届（行事用）【2号様式】」を担当教員が提出する。
- (5) 部活動等による個別活動は学校行事と同様の扱いとし、「欠食届（行事用）【2号様式】」を提出する。
- (6) 個人の欠食の手続は、欠食希望日の前々週水曜日（休祝日の場合はその前日）までに、「欠食届（個人用）【3号様式】」を提出する。
- (7) 職場実習・進路進学にかかわる活動による欠食は、前月15日（休祝日の場合はその前日）までに別途「現場実習予定表」を提出する。
- (8) 欠食を変更する場合は、変更を希望する日の前々週水曜日（休祝日の場合はその前日）までに「受給（再開）届【1号様式】」または、変更箇所を明記した「現場実習予定表」を提出する。

ただし、職場実習・副籍交流・部活動のうち、先方の都合による場合は4日前までとする。

(9) 欠食届の遡及処理は一切行わない。

(10) 以下に定める場合は、原則として返金せず給食内容に還元する。

ア 学校教育法施行規則第63条（非常変災等による臨時休業）

イ 学校保健安全法第20条（臨時休業）

ウ 交通機関の停止及びストライキによる場合

エ 学校・学部・学年行事等が延期になり、予備日に喫食しなくなった場合

ただし、発注を完全に取消すことができた場合は、返金の対象とする。

なお、保存できる食材料については他の給食実施日に使用する。

(11) 欠食に伴う返金は、都立羽村特別支援学校給食会計規約により処理する。

### 3 その他

(1) 各届の提出先は、栄養教諭等もしくは経営企画室事務担当者（以下、「栄養教諭等」とする）とする。

(2) 栄養教諭等が各届を受領した日を受領日とする。

### 関係規約・書式

- 1 都立羽村特別支援学校給食会計規約
- 2 受給（再開）届 【1号様式】
- 3 欠食届（行事用）【2号様式】
- 4 欠食届（個人用）【3号様式】
- 5 月間予定届 【4号様式】